

## 【参考】よくある問い合わせ

### ○事務所が応募可能な作品数について

- Q1. 募集要項4（1）に「1建築士事務所につき一般建築部門、小規模建築部門いずれか1点とする」とあるが、応募事務所ではなく、共同設計事務所や特定共同企業体（JV）としてであれば、複数作品に応募できますか。
- Q1. 共同設計事務所やJVとして参画した場合であっても、応募事務所と同じ規定が適用されるため、複数作品への応募はできません。

### ○特定共同企業体（JV）の応募について

- Q2. 複数ある事務所のうち、応募する事務所を代表者とするのですか。もしくはJVの代表者を代表者とするのですか。
- A2. 応募する事務所を代表者とします。JVの代表事務所が自ら応募することももちろん可能です。
- Q3. 全ての事務所が会員である必要がありますか。
- A3. 応募事務所が会員であれば、その会員が所属する単位会へ応募可能です。  
ただし、複数の事務所が異なる単位会に所属している場合、同じ作品を各々が所属する単位会へ応募することができないよう、事務所間で調整してください。

### ○パネルについて

- Q4. パネルはフレームに入れる必要がありますか。
- A4. 令和8年度よりフレームに入れての提出が必須となりました。

### ○建築作品説明書（様式B）について

- Q5. 応募作品の説明文は様式Bに記載するのですか。または別紙で作成するのですか。
- A5. どちらでも構いません。
- Q6. 配置図と主要階平面図等をカラー提出してはいけませんか。
- A6. 審査資料は白黒のため、白黒印刷でも鮮明なものが望ましいです。

### ○竣工日について

- Q7. 仮使用許可日を竣工日とできますか。
- A7. 檢査済証の交付日を竣工日としますので、できません。  
ただし、大規模プロジェクトで、長い期間に逐次仮使用許可が出されていく建物の場合等はご相談ください。